旅費の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 農芸高等学校 | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが８件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 |
| Ａ | 兵庫県加古川市 | 令和３年６月18日 | 4,100円 | 令和３年７月20日 |
| 兵庫県加古川市 | 令和３年７月19日 | 4,100円 | 令和３年９月２日 |
| 兵庫県加古川市 | 令和３年７月20日 | 4,100円 | 令和３年９月２日 |
| Ｂ | 兵庫県加古川市 | 令和３年６月18日 | 3,500円 | 令和３年７月20日 |
| 兵庫県加古川市 | 令和３年７月19日 | 3,500円 | 令和３年９月２日 |
| 兵庫県加古川市 | 令和３年７月20日 | 3,500円 | 令和３年９月２日 |
| Ｃ | 兵庫県三田市 | 令和３年７月21日 | 2,200円 | 令和３年９月２日 |
| 兵庫県三田市 | 令和３年７月22日 | 2,200円 | 令和３年９月２日 |

 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者及び事務担当者が復命書及びSSCでの定期的な確認を行うこととした。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）